

### 佐賀県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成30年1月9日から平成30年2月8日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 207号	小城市牛津町柿樋瀬字江四角 1046 番 12 地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江七角 1079 番 5 地先まで	平成30. 1. 10
県道 牛津停車場 線	小城市牛津町柿樋瀬字江六角 1110 番 12 地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角 1111 番 3 地先まで	〃